

# 令和2年第1回足立区議会定例会提出案件（追加）

令和2年2月19日現在

議案 番号	整理 番号	案 件 名	備 考
	1	令和元年度足立区一般会計補正予算（第6号）	（先議）
	2	令和2年度足立区一般会計補正予算（第1号）	
	3	足立区職員懲戒分限審査委員会条例	足立区職員懲戒分限審査委員会の設置
	4	足立区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員法の改正に伴う規定整備
	5	足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	幼稚園教育職員の職の廃止に伴う規定整備
	6	公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	幼稚園教育職員の職の廃止に伴う規定整備
	7	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例	幼稚園教育職員の職の廃止に伴う規定整備
	8	足立区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	幼稚園教育職員の職の廃止に伴う規定整備
	9	足立区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例	幼稚園教育職員の職の廃止に伴う規定整備 外
	10	足立区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例	幼稚園教育職員の職の廃止に伴う規定整備 外
	11	足立区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	幼稚園教育職員の職の廃止に伴う規定整備
	12	足立区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員法の改正に伴う規定整備
	13	足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	特殊勤務手当の支給対象の拡充
	14	足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	幼稚園教育職員の職の廃止に伴う規定整備
	15	足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等を廃止する条例	幼稚園教育職員の職の廃止
	16	旧上沼田中学校解体工事請負契約	（先議） 仮契約日 令和2年2月5日 金額 235,972,000円

17	教師用指導書の購入について	(先議) 仮契約日 令和2年1月22日 金額 88,537,900円
18	新田学園新校庭その他工事請負契約の変更について	(先議) 当初契約金額 609,400,000円 変更後契約金額 729,949,000円 増額金額 120,549,000円
19	足立区文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例	文化芸術振興基本法の改正に伴う規定整備
報告 1	専決処分した事件の報告について	訴えの提起 72,000円 1件



令和元年度 各会計別補正予算(案)概要

令和2年2月

区 分	令和元年度予算額			前年度 予算額 B	比較増減	
	既定予算額	補正予算額	計 A		C=A-B	C/B×100
一 般 会 計	千円 294,327,834	千円 1,907,466	千円 296,235,300	千円 296,181,555	千円 53,745	% 0.0
国民健康保険特別会計	74,178,176	△1,248,410	72,929,766	75,289,425	△ 2,359,659	△ 3.1
介護保険特別会計	62,701,674	△287,009	62,414,665	58,623,379	3,791,286	6.5
後期高齢者医療特別会計	15,422,357	230,038	15,652,395	15,214,208	438,187	2.9
合 計	446,630,041	602,085	447,232,126	445,308,567	1,923,559	0.4

\*前年度予算額は、各会計とも平成30年度の最終予算額である。



令和元年度 一般会計補正予算(第5号)総括表

(1)歳入予算款別表

科 目(款)	既定予算額	補正予算額	計		前年度予算額		比較増減	
			金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年度比
	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	%
1 特別区税	49,757,926	606,018	50,363,944	17.0	48,897,285	16.5	1,466,659	3.0
2 地方譲与税	921,711	94,634	1,016,345	0.3	958,001	0.3	58,344	6.1
3 利子割交付金	148,000	0	148,000	0.0	177,000	0.1	△29,000	△16.4
4 配当割交付金	650,000	23,000	673,000	0.2	677,000	0.2	△4,000	△0.6
5 株式等譲渡所得割交付金	508,000	△228,000	280,000	0.1	797,000	0.3	△517,000	△64.9
6 地方消費税交付金	11,400,000	△757,000	10,643,000	3.6	11,370,000	3.8	△727,000	△6.4
7 ゴルフ場利用税交付金	2,122	△622	1,500	0.0	2,128	0.0	△628	△29.5
8 自動車取得税交付金	257,001	47,660	304,661	0.1	577,001	0.2	△272,340	△47.2
9 環境性能割交付金	80,000	△20,000	60,000	0.0	0	0.0	60,000	—
10 地方特例交付金	499,000	241,115	740,115	0.2	633,872	0.2	106,243	16.8
11 交通安全対策特別交付金	65,000	2,000	67,000	0.0	68,000	0.0	△1,000	△1.5
12 特別区交付金	107,274,611	4,296,394	111,571,005	37.7	107,184,886	36.2	4,386,119	4.1
13 分担金及び負担金	3,154,854	△56,649	3,098,205	1.0	3,856,034	1.3	△757,829	△19.7
14 使用料及び手数料	4,149,117	230,268	4,379,385	1.5	4,189,940	1.4	189,445	4.5
15 国庫支出金	69,159,719	△821,849	68,337,870	23.1	66,262,393	22.4	2,075,477	3.1
16 都支出金	24,125,929	△684,994	23,440,935	7.9	21,101,439	7.1	2,339,496	11.1
17 財産収入	453,128	81,137	534,265	0.2	621,852	0.2	△87,587	△14.1
18 寄付金	17,061	10,594	27,655	0.0	32,543	0.0	△4,888	△15.0
19 繰入金	13,986,850	△1,111,946	12,874,904	4.3	20,627,022	7.0	△7,752,118	△37.6
20 繰越金	3,993,113	0	3,993,113	1.3	3,390,942	1.1	602,171	17.8
21 諸収入	2,905,690	△18,294	2,887,396	1.0	2,899,215	1.0	△11,819	△0.4
22 特別区債	819,002	△26,000	793,002	0.3	1,858,002	0.6	△1,065,000	△57.3
歳入合計	294,327,834	1,907,466	296,235,300	100.0	296,181,555	100.0	53,745	0.0

\*前年度予算額は、平成30年度の最終予算額である。

\*構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないので合計に一致しない場合がある。



## (2)歳出予算款別表

科 目 (款)	既定予算額	補正予算額	計		前年度予算額		比較増減	
			金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年度比
	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	%
1 議会費	927,924	1,386	929,310	0.3	878,839	0.3	50,471	5.7
2 総務費	35,721,129	5,681,888	41,403,017	14.0	32,167,509	10.9	9,235,508	28.7
3 民生費	142,987,336	△2,930,365	140,056,971	47.3	136,639,326	46.1	3,417,645	2.5
4 産業経済費	3,312,250	△195,910	3,116,340	1.1	2,084,049	0.7	1,032,291	49.5
5 環境衛生費	19,727,624	△288,705	19,438,919	6.6	21,493,746	7.3	△2,054,827	△9.6
6 土木費	25,746,569	△986,223	24,760,346	8.4	28,314,853	9.6	△3,554,507	△12.6
7 教育費	37,351,211	1,096,649	38,447,860	13.0	46,841,377	15.8	△8,393,517	△17.9
8 公債費	4,991,362	△18,527	4,972,835	1.7	5,664,421	1.9	△691,586	△12.2
9 諸支出金	23,262,429	△452,727	22,809,702	7.7	21,797,435	7.4	1,012,267	4.6
10 予備費	300,000	0	300,000	0.1	300,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	294,327,834	1,907,466	296,235,300	100.0	296,181,555	100.0	53,745	0.0

\*前年度予算額は、平成30年度の最終予算額である。

\*構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないので合計に一致しない場合がある。

令和元年度 一般会計補正予算(第5号)性質別経費

区 分	令和元年度予算額					前年度予算額		比較増減	
	既定予算額		補正予算額	計		金額	構成比	金額	前年度比 C/B×100
	金額	構成比	金額	金額 A	構成比	B		C=A-B	
	千円	%	千円	千円	%	千円	%	千円	%
人 件 費	39,495,448	13.4	△469,115	39,026,333	13.2	37,331,074	12.6	1,695,259	4.5
扶 助 費	106,067,933	36.0	△1,742,184	104,325,749	35.2	100,619,107	34.0	3,706,642	3.7
公 債 費	4,991,362	1.7	△18,527	4,972,835	1.7	5,664,421	1.9	△691,586	△12.2
投 資 的 経 費	38,049,893	12.9	△3,293,765	34,756,128	11.7	43,301,527	14.6	△8,545,399	△19.7
その他一般行政経費	105,723,198	35.9	7,431,057	113,154,255	38.2	109,265,426	36.9	3,888,829	3.6
合 計	294,327,834	100.0	1,907,466	296,235,300	100.0	296,181,555	100.0	53,745	0.0

\*前年度予算額は、平成30年度の最終予算額である。

\*構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないので合計に一致しない場合がある。



令和元年度 一般会計補正予算(第5号)主要事業概要

款別	補正額	事業名	金額	計上概要
議会費	千円 1,386	1 区議会運営事務	千円 △ 7,265	区議会だより配布委託単価の減等による委託料の減△3,146、費用弁償・視察旅費の残見込等による旅費の減△1,634、会議録の頁数見込減等による印刷製本費の減△613、コピーの数量見込減等による複写機レンタル料の減△495等
		2 給与費	9,000	時間外勤務手当等の見込増
総務費	5,681,888	1 給与費	△ 24,300	職員数減(790人→770人)等による給料等の見込減
		2 非常勤職員の報酬及び保険料	△ 220,000	当初見込と実績の差による減(職員1,728人→1,659人、健康保険・厚生年金保険加入者1,726人→1,659人)
		3 財政調整基金積立金	5,152,866	歳入歳出予算を同額にするための調整額
		4 電子計算組織管理運営事務	△ 378,603	システム経費の契約差金(学校ICT更改△205,949、学校ICT校務用PC等リース△40,815ほか)等
		5 防災減災対策整備基金積立金	1,999,770	新規積立の増2,000,000と運用利子の減△230との差引きによる増
		6 施設営繕事業	△ 255,840	設計委託・改修工事の契約差金の減(投資的委託料△100,000、工事請負費△140,000)等
民生費	△2,930,365	1 給与費	△ 158,000	職員数減(1,411人→1,391人)等による給料等の見込減
		2 地域密着型サービスの整備助成事業	△ 178,740	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所△11,340(2か所→1か所:1か所既存建物利用のため整備費不要)、小規模多機能型居宅介護事業所△64,000(2か所→0か所)、小規模介護医療院△53,400(1か所→1か所:1か所既存建物利用のため整備費不要)、認知症高齢者グループホーム△50,000(1か所→0か所)の整備実績の減に伴う減
		3 児童扶養手当等の支給事業	△ 275,163	支給見込人数の減(141,115人→131,925人)
		4 地域型保育事業	△ 224,732	受託児童数の減(小規模5,760人→5,137人、事業所内36人→10人)による負担金の減△232,061、キャリアアップ補助金の減△23,029、補助金返還金に伴う増30,358



款別	補正額	事業名	金額	計上概要
	千円		千円	
民生費		5 児童手当の支給事業	△ 269,971	支給見込人数の減(962,171人→946,872人)
		6 私立保育園施設整備助成事業	△ 203,605	開設前賃借料の賃借契約内容確定(11園)に伴う減△15,280、大規模修繕(1園)を延期(R1→R2~R3)したことによる減△188,325
		7 家庭的保育事業	△ 123,013	負担金補助(5,916人→5,121人)及び交付金(444人→289人)等の減△125,257、都支出金の精算による補助金返還に伴う増2,244
		8 認証保育所運営経費助成事業	△ 272,893	認証保育所運営費補助(児童の減13,883人→12,267人)等の減△279,221、都支出金の精算による補助金返還に伴う増6,328
		9 私立保育園の運営費助成事業	△ 815,294	私立保育園委託料(98,981人→90,575人)等の減△994,275、国庫・都支出金の精算による補助金返還に伴う増178,981
		10 保育施設整備事業	△ 115,380	認証保育所改修申請事業者の減による減(1件→0件)、小規模保育所整備件数の減(4件→1件)による減△90,000、認証保育所改修申請事業者の減(1件→0件)による減△37,000と、小規模保育所補助基準額の引上げ(30,000→34,433)に伴う増4,433、小規模保育の開設前賃借料の補助に伴う増3,187、保育所開設(2か所)に伴う保育業務支援システム導入に係る増4,000との差引きによる減
		11 生活保護費給付事業	253,866	30年度国庫負担金精算による返還金の増
産業経済費	△195,910	1 中小企業融資事業	△ 47,876	年間見込の減による減(①信用保証料補助金△30,100(2,200件→1,700件、106,100→76,000)、②利子補給金△14,500(12,000件→11,300件 248,200→233,700))、マル経融資利子補給金の元年度支出確定による減△3,273(620件→532件 10,000→6,727)等
		2 プレミアム付商品券事業【経常】	△ 47,754	非課税者の申請見込減(総通知132,310件→1/7現在申請受理49,925件 申請率37.73%)による郵送料の減△28,396、機器等賃借料の契約差金△11,588、光熱水費の不用額△1,284、時間外勤務手当の実績減△5,600等
		3 就労・雇用支援事業	△ 40,616	介護人材雇用創出事業の契約差金△6,873及び支援見込の減(有資格経験有10名→9名、無資格40名→21名)△23,852、スキルアップ就職マッチング事業の契約差金△9,108、産業技術・経営研修会助成事業補助金の見込減△630等
環境衛生費	△288,705	1 精神障がい者社会復帰施設運営費等補助事業	△ 91,564	精神障がい者の就労継続支援見込減(8,714件→7,220件)等による扶助費△92,094、成年後見申立費用不用額△112(3人→2人)、都支出金の過年度分精算に伴う返還金の増783等



款別	補正額	事業名	金額	計上概要
環境衛生費	千円	2 精神障がい者グループホーム運営費等助成事業	110,446	グループホームの訓練等給付費の増110,446(国給付106,548、都加算3,898)※利用件数見込(国給付1,200件→1,920件、都加算1,150件→1,443件)、利用平均単価見込(国給付135,198円→139,992円、都加算70,850円→59,166円)
		3 公害補償給付費支払事務	△ 54,000	認定患者数減(1,287人→1,255人)に伴う補償給付費の支払件数見込減(30,163件→29,052件)
		4 資源化物行政回収事業	△ 40,854	古紙・びん・缶・ペットボトル等の収集運搬委託の減△13,837(臨時車両:古紙128台→80台、びん・缶160台→96台、ペットボトル358台→220台、狭小路地100台→50台)、びん・布団・不燃ごみの資源化委託の減△24,142、エコネット事業委託契約差金△2,099(R1でポイント還元完了により事業終了)、組成調査委託契約差金△776
土木費	△986,223	1 道路の改良事業	△ 120,706	栗六陸橋耐震補強工事東武鉄道負担金不用額△77,000、栗六陸橋耐震補強工事契約差金△17,000、おしべ通り道路改良詳細設計及び電線共同溝予備設計委託契約差金△10,000、取付管補修工事(千住元町8番から千住大川町20番先)契約差金△7,700、信号添架式地点名標識点検業務委託契約差金△2,850 外
		2 河川の整備事業	△ 101,716	千住大橋防災船着場実施設計委託契約差金△3,616、中川堤防工事工程見直しによる負担金皆減△98,100
		3 鉄道立体化の促進事業	△ 71,734	土地収用手続き等業務委託等不用額△31,156、土地購入費契約差金△11,477、補償費の減△25,494 外
		4 建築物耐震化促進事業	△ 81,443	住宅・建築物耐震化助成の申請件数実績減(分譲マンション12→8件△38,000、その他786→728件△42,000)△80,000、区民まつり・総合防災訓練中止による配布用啓発物品購入費等減△1,443
		5 道路の新設事業	△ 182,195	補助第138号線その2工区用地を前年度末に買収したことによる減△144,000、同区間土壌汚染調査の遅れにより対策工事を翌年度送りにすることによる減△11,000、主要区画道路②II区間用地買収未了による減△18,000 外
教育費	1,096,649	1 義務教育施設建設資金積立基金積立金	2,999,680	小中学校の施設整備に備えた基金の積み増し3,000,000と基金運用利子の減△320
		2 小学校施設の保全事業	△ 700,898	定期点検委託の契約差金による減△13,696、投資的委託料不用額等による減△58,457、教室エアコン等リース料の不用額(借受時点の消費税率8%適用)による減△4,131、全体保全等に係る経費の減△624,614(工事請負費契約差金による減△504,301、トイレ改修工事不調による先送り2校分の減△120,313)



款別	補正額	事業名	金額	計上概要
	千円		千円	
		3 区立小学校の改築事業	△ 150,500	綾瀬小解体工事費の契約差金による減△15,200、綾瀬小仮設校舎賃借料契約差金の減△120,000、綾瀬小初度調弁経費の減△5,000、廃棄物処分経費等の減△10,300(運搬費△4,000、処分費△5,892、機械警備△408)
		4 中学校施設の保全事業	△ 311,312	定期点検委託の契約差金による減△7,322、投資的委託料不用額等による減△12,500、教室等エアコンリース料の不用額(借受時点の消費税率8%適用)による減△4,859、トイレ改修工事不調による先送り2校分の減△270,940、工事請負費契約差金による減△15,691
		5 区立中学校の改築事業	△ 130,900	千寿青葉中建築・解体工事の契約差金による減△118,800、千寿青葉中廃棄物処分経費等の減△5,900(運搬費△2,600、処分費△2,388、警備委託△912)、千寿青葉中初度調弁経費の減△6,200
		6 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業	△ 119,521	補助金支給対象者の減(7,035人→6,622人)による減
公債費	△18,527	1 特別区債利子の支払	△ 18,527	特別区債残高の減少に伴う利子償還額の減
諸支出金	△452,727	1 国民健康保険特別会計繰出金	△ 206,805	被保険者数の減(年度当初162,000人→3月末153,000人)が見込まれること等によるその他繰出金の減△117,188、職員給与費等繰出金の減△105,427、決算見込増による出産育児一時金等繰出金の増15,810
		2 介護保険特別会計繰出金	△ 85,111	保険給付費、給与費、事務費、地域支援事業費の減による繰出金の減
		3 後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 160,811	特別会計内の療養給付費負担金の減△98,917、一般事務費の減△23,315等による繰出金の減
合計	1,907,466			



令和元年度 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)主要事業概要

補正額計	事業名	金額	計上概要
千円		千円	
△1,248,410	1 一般被保険者療養給付費支出事務	△ 592,815	被保険者数の減(年度当初162,000人→3月末153,000人)が見込まれること等による決算見込額の減
	2 退職被保険者等療養給付費支出事務	△ 216,079	
	3 一般被保険者高額療養費支出事務	△ 208,595	

令和元年度 介護保険特別会計補正予算(第3号)主要事業概要

補正額計	事業名	金額	計上概要
千円		千円	
△287,009	1 介護予防給付事務	△ 110,934	介護予防給付件数の減(給付利用者数28,790件→25,410件 △110,477、審査支払件数見込73,483件→64,665件△457)
	2 介護保険給付準備基金積立金	98,885	国庫支出金等の返還金の減に伴う介護保険給付準備基金積立金の増99,205と運用利子見込み減△320との差引きによる増
	3 介護予防・生活支援サービス事業	△ 80,430	訪問型及び通所型サービス支給額の見込減 △80,000(1,338,191→1,258,191)、国保連審査支払手数料等委託料の減△430
	4 国庫支出金等の返還金	△ 99,205	30年度補助金精算による返還金の減

## 令和元年度 後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)主要事業概要

補正額・計	事業名	金額	計上概要
千円		千円	
230,038	1 保険料等負担金支出事務	337,907	保険料収納見込額の増に伴う広域連合への負担金(保険料等分)の増
	2 療養給付費負担金支出事務	△ 98,917	療養給付費見込み減に伴い広域連合からの揭示額の減による拠出負担金の減
	3 後期高齢者健康診査費支出事務	△ 82,702	後期高齢者健診受診者数及び眼底検査受診者数見込の減(当初見込20,800人→8,000人)による委託料の減



令和元年度 一般会計補正予算(第5号)繰越明許費補正

1 追加

No.	款	項	事業名	金額
				千円
1	6 土木費	2 道路橋梁費	道路の改良事業	221,000
2	6 土木費	4 都市計画費	鉄道立体化の促進事業	4,474,803
3	6 土木費	4 都市計画費	バリアフリー化推進事業	10,450
4	6 土木費	4 都市計画費	道路の新設事業	235,771

## 債務負担行為補正

一般会計

追加

No.	事 項 名	期 間	限 度 額
1	「あだち防災マップ&ガイド」作成委託	2020(令和2)年度から 2020(令和2)年度まで	38,385千円
2	屋外用コンテナ型喫煙室の設置	2019(令和元)年度から 2020(令和2)年度まで	15,000千円
3	スペシャルクライフコート整備工事	2019(令和元)年度から 2020(令和2)年度まで	81,000千円
4	土のう貸し出し施設(ストックヤード工)整備工事	2019(令和元)年度から 2020(令和2)年度まで	3,406千円



令和元年度 一般会計補正予算(第5号)特別区債補正

1 変更

(単位:千円)

No.	起債の目的	事業の概要	補正の内容	限度額		
				補正前	補正額	補正後
1	土地区画整理	土地区画整理事業にかかる起債	起債対象事業費の減による減 佐野六木土地区画整理事業【一般単独債】	123,000	△26,000	97,000
計				123,000	△26,000	97,000

## 令和元年度 各会計別補正予算(案)概要

令和2年2月

区 分	令和元年度予算額			前年度 予算額 B	比較増減	
	既定予算額	補正予算額	計 A		C=A-B	C/B×100
一 般 会 計	千円 296,235,300	千円 96,575	千円 296,331,875	千円 296,181,555	千円 150,320	% 0.1
国民健康保険特別会計	72,929,766	0	72,929,766	75,289,425	△ 2,359,659	△ 3.1
介護保険特別会計	62,414,665	0	62,414,665	58,623,379	3,791,286	6.5
後期高齢者医療特別会計	15,652,395	0	15,652,395	15,214,208	438,187	2.9
合 計	447,232,126	96,575	447,328,701	445,308,567	2,020,134	0.5

\*前年度予算額は、各会計とも平成30年度の最終予算額である。



令和元年度 一般会計補正予算(第6号)総括表

(1)歳入予算款別表

科 目(款)	既定予算額	補正予算額	計		前年度予算額		比較増減	
			金額	構成比	金額	構成比	金額	前年度比
	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	%
1 特別区税	50,363,944	0	50,363,944	17.0	48,897,285	16.5	1,466,659	3.0
2 地方譲与税	1,016,345	0	1,016,345	0.3	958,001	0.3	58,344	6.1
3 利子割交付金	148,000	0	148,000	0.0	177,000	0.1	△29,000	△16.4
4 配当割交付金	673,000	0	673,000	0.2	677,000	0.2	△4,000	△0.6
5 株式等譲渡所得割交付金	280,000	0	280,000	0.1	797,000	0.3	△517,000	△64.9
6 地方消費税交付金	10,643,000	0	10,643,000	3.6	11,370,000	3.8	△727,000	△6.4
7 ゴルフ場利用税交付金	1,500	0	1,500	0.0	2,128	0.0	△628	△29.5
8 自動車取得税交付金	304,661	0	304,661	0.1	577,001	0.2	△272,340	△47.2
9 環境性能割交付金	60,000	0	60,000	0.0	0	0.0	60,000	—
10 地方特例交付金	740,115	0	740,115	0.2	633,872	0.2	106,243	16.8
11 交通安全対策特別交付金	67,000	0	67,000	0.0	68,000	0.0	△1,000	△1.5
12 特別区交付金	111,571,005	0	111,571,005	37.7	107,184,886	36.2	4,386,119	4.1
13 分担金及び負担金	3,098,205	0	3,098,205	1.0	3,856,034	1.3	△757,829	△19.7
14 使用料及び手数料	4,379,385	0	4,379,385	1.5	4,189,940	1.4	189,445	4.5
15 国庫支出金	68,337,870	96,575	68,434,445	23.1	66,262,393	22.4	2,172,052	3.3
16 都支出金	23,440,935	0	23,440,935	7.9	21,101,439	7.1	2,339,496	11.1
17 財産収入	534,265	0	534,265	0.2	621,852	0.2	△87,587	△14.1
18 寄付金	27,655	0	27,655	0.0	32,543	0.0	△4,888	△15.0
19 繰入金	12,874,904	0	12,874,904	4.3	20,627,022	7.0	△7,752,118	△37.6
20 繰越金	3,993,113	0	3,993,113	1.3	3,390,942	1.1	602,171	17.8
21 諸収入	2,887,396	0	2,887,396	1.0	2,899,215	1.0	△11,819	△0.4
22 特別区債	793,002	0	793,002	0.3	1,858,002	0.6	△1,065,000	△57.3
歳入合計	296,235,300	96,575	296,331,875	100.0	296,181,555	100.0	150,320	0.1

\*前年度予算額は、平成30年度の最終予算額である。

\*構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないので合計に一致しない場合がある。



## (2)歳出予算款別表

科 目 (款)	既定予算額	補正予算額	計		前年度予算額		比較増減	
			金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年度比
	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	%
1 議会費	929,310	0	929,310	0.3	878,839	0.3	50,471	5.7
2 総務費	41,403,017	96,575	41,499,592	14.0	32,167,509	10.9	9,332,083	29.0
3 民生費	140,056,971	0	140,056,971	47.3	136,639,326	46.1	3,417,645	2.5
4 産業経済費	3,116,340	0	3,116,340	1.1	2,084,049	0.7	1,032,291	49.5
5 環境衛生費	19,438,919	0	19,438,919	6.6	21,493,746	7.3	△2,054,827	△9.6
6 土木費	24,760,346	0	24,760,346	8.4	28,314,853	9.6	△3,554,507	△12.6
7 教育費	38,447,860	0	38,447,860	13.0	46,841,377	15.8	△8,393,517	△17.9
8 公債費	4,972,835	0	4,972,835	1.7	5,664,421	1.9	△691,586	△12.2
9 諸支出金	22,809,702	0	22,809,702	7.7	21,797,435	7.4	1,012,267	4.6
10 予備費	300,000	0	300,000	0.1	300,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	296,235,300	96,575	296,331,875	100.0	296,181,555	100.0	150,320	0.1

\*前年度予算額は、平成30年度の最終予算額である。

\*構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないので合計に一致しない場合がある。



令和元年度 一般会計補正予算(第6号)性質別経費

区 分	令和元年度予算額					前年度予算額		比較増減	
	既定予算額		補正予算額	計		金額	構成比	金額	前年度比
	金額	構成比	金額	金額A	構成比	B		C=A-B	
人 件 費	千円 39,026,333	% 13.2	千円 0	千円 39,026,333	% 13.2	千円 37,331,074	% 12.6	千円 1,695,259	% 4.5
扶 助 費	104,325,749	35.2	0	104,325,749	35.2	100,619,107	34.0	3,706,642	3.7
公 債 費	4,972,835	1.7	0	4,972,835	1.7	5,664,421	1.9	△691,586	△12.2
投 資 的 経 費	34,756,128	11.7	0	34,756,128	11.7	43,301,527	14.6	△8,545,399	△19.7
その他一般行政経費	113,154,255	38.2	96,575	113,250,830	38.2	109,265,426	36.9	3,985,404	3.6
合 計	296,235,300	100.0	96,575	296,331,875	100.0	296,181,555	100.0	150,320	0.1

\*前年度予算額は、平成30年度の最終予算額である。

\*構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないので合計に一致しない場合がある。

## 令和元年度 一般会計補正予算(第6号)主要事業概要

款別	補正額	事業名	金額	計上概要
	千円		千円	
総務費	96,575	1 個人番号カード交付等事務	96,575	地方公共団体情報システム機構から、令和元年度第2回通知カード・個人番号カード関連事務の委任等に係る交付金の請求見込額を事前連絡されたことによる増(53,163→149,738)
合計	96,575			



令和2年度 各会計別補正予算(案)概要

令和2年2月

区 分	令和2年度予算額			前年度 予算額 B	比較増減	
	既定予算額	補正予算額	計 A		C=A-B	C/B×100
一 般 会 計	千円 298,025,066	千円 308,210	千円 298,333,276	千円 296,331,875	千円 2,001,401	% 0.7
国民健康保険特別会計	71,156,812	0	71,156,812	72,929,766	△1,772,954	△2.4
介護保険特別会計	64,794,701	0	64,794,701	62,414,665	2,380,036	3.8
後期高齢者医療特別会計	15,908,333	0	15,908,333	15,652,395	255,938	1.6
合 計	449,884,912	308,210	450,193,122	447,328,701	2,864,421	0.6

\*前年度予算額は、各会計とも令和元年度の最終予算額(案)である。



令和2年度 一般会計補正予算(第1号)総括表

(1)歳入予算款別表

科 目(款)	既定予算額	補正予算額	計		前年度予算額		比較増減	
			金額	構成比	金額	構成比	金額	前年度比
	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	%
1 特別区税	50,889,736	0	50,889,736	17.1	50,363,944	17.0	525,792	1.0
2 地方譲与税	963,861	0	963,861	0.3	1,016,345	0.3	△52,484	△5.2
3 利子割交付金	140,000	0	140,000	0.0	148,000	0.0	△8,000	△5.4
4 配当割交付金	605,000	0	605,000	0.2	673,000	0.2	△68,000	△10.1
5 株式等譲渡所得割交付金	357,000	0	357,000	0.1	280,000	0.1	77,000	27.5
6 地方消費税交付金	13,000,000	0	13,000,000	4.4	10,643,000	3.6	2,357,000	22.1
7 自動車取得税交付金	2	0	2	0.0	304,661	0.1	△304,659	△100.0
8 環境性能割交付金	120,000	0	120,000	0.0	60,000	0.0	60,000	—
9 地方特例交付金	629,000	0	629,000	0.2	740,115	0.2	△111,115	△15.0
10 交通安全対策特別交付金	63,000	0	63,000	0.0	67,000	0.0	△4,000	△6.0
11 特別区交付金	102,100,000	0	102,100,000	34.2	111,571,005	37.7	△9,471,005	△8.5
12 分担金及び負担金	2,308,402	0	2,308,402	0.8	3,098,205	1.0	△789,803	△25.5
13 使用料及び手数料	4,133,886	0	4,133,886	1.4	4,379,385	1.5	△245,499	△5.6
14 国庫支出金	68,538,995	308,210	68,847,205	23.1	68,434,445	23.1	412,760	0.6
15 都支出金	24,355,807	0	24,355,807	8.2	23,440,935	7.9	914,872	3.9
16 財産収入	400,385	0	400,385	0.1	534,265	0.2	△133,880	△25.1
17 寄付金	35,427	0	35,427	0.0	27,655	0.0	7,772	28.1
18 繰入金	22,271,040	0	22,271,040	7.5	12,874,904	4.3	9,396,136	73.0
19 繰越金	1,000,000	0	1,000,000	0.3	3,993,113	1.3	△2,993,113	△75.0
20 諸収入	3,391,525	0	3,391,525	1.1	2,887,396	1.0	504,129	17.5
21 特別区債	2,722,000	0	2,722,000	0.9	793,002	0.3	1,928,998	243.3
ゴルフ場利用税交付金	0	0	0	0.0	1,500	0.0	△1,500	△100.0
歳入合計	298,025,066	308,210	298,333,276	100.0	296,331,875	100.0	2,001,401	0.7

\*前年度予算額は、令和元年度の最終予算額(案)である。

\*構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないので合計に一致しない場合がある。



## (2)歳出予算款別表

科 目 (款)	既定予算額	補正予算額	計		前年度予算額		比較増減	
			金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年度比
	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	%
1 議会費	951,753	0	951,753	0.3	929,310	0.3	22,443	2.4
2 総務費	35,807,830	308,210	36,116,040	12.1	41,499,592	14.0	△5,383,552	△13.0
3 民生費	143,810,582	0	143,810,582	48.2	140,056,971	47.3	3,753,611	2.7
4 産業経済費	2,325,498	0	2,325,498	0.8	3,116,340	1.1	△790,842	△25.4
5 環境衛生費	19,072,287	0	19,072,287	6.4	19,438,919	6.6	△366,632	△1.9
6 土木費	26,111,435	0	26,111,435	8.8	24,760,346	8.4	1,351,089	5.5
7 教育費	40,482,115	0	40,482,115	13.6	38,447,860	13.0	2,034,255	5.3
8 公債費	5,261,144	0	5,261,144	1.8	4,972,835	1.7	288,309	5.8
9 諸支出金	23,902,422	0	23,902,422	8.0	22,809,702	7.7	1,092,720	4.8
10 予備費	300,000	0	300,000	0.1	300,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	298,025,066	308,210	298,333,276	100.0	296,331,875	100.0	2,001,401	0.7

\*前年度予算額は、令和元年度の最終予算額(案)である。

\*構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないので合計に一致しない場合がある。

## 令和2年度 一般会計補正予算(第1号)性質別経費

区 分	令和2年度予算額					前年度予算額		比較増減	
	既定予算額		補正予算額	計		金額	構成比	金額	前年度比
	金額	構成比	金額	金額A	構成比	B		C=A-B	C/B×100
人 件 費	千円 42,048,810	% 14.1	千円 0	千円 42,048,810	% 14.1	千円 39,026,333	% 13.2	千円 3,022,477	% 7.7
扶 助 費	108,744,928	36.5	0	108,744,928	36.5	104,325,749	35.2	4,419,179	4.2
公 債 費	5,261,144	1.8	0	5,261,144	1.8	4,972,835	1.7	288,309	5.8
投 資 的 経 費	44,005,427	14.8	0	44,005,427	14.8	34,756,128	11.7	9,249,299	26.6
その他一般行政経費	97,964,757	32.9	308,210	98,272,967	32.9	113,250,830	38.2	△14,977,863	△13.2
合 計	298,025,066	100.0	308,210	298,333,276	100.0	296,331,875	100.0	2,001,401	0.7

\*前年度予算額は、令和元年度の最終予算額(案)である。

\*構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないので合計に一致しない場合がある。



令和2年度 一般会計補正予算(第1号)主要事業概要

款 別	補正額	事 業 名	金 額	計 上 概 要
	千円		千円	
総 務 費	308,210	1 個人番号カード交付等事務	308,210	令和2年度通知カード・個人番号カード関連事務の委任等に係る交付金の政府予算相当見込額による増(100,000→408,210)
合 計	308,210			

## 令和2年第1回足立区議会定例会質問通告者等一覧表

質問種別	質問順位	質問者名	質問時間	質問日	会派名
代表質問	1	吉岡 茂	45分	2月20日	自由民主党
〃	2	たがた 直昭	45分	〃	公明党
〃	3(1)	浅子 けい子	35分	2月21日	日本共産党
〃	4(2)	鈴木 あきら	30分	〃	立憲民主党
〃	5(3)	長谷川 たかこ	20分	〃	議会改革
一般質問	6(4)	白石 正輝	20分	〃	自由民主党
〃	7(1)	いいくら 昭二	25分	2月25日	公明党
〃	8(2)	くじらい 実	20分	〃	自由民主党
〃	9(3)	山中 ちえ子	15分	〃	日本共産党
〃	10(4)	水野 あゆみ	20分	〃	公明党
〃	11(5)	杉本 ゆう	20分	〃	自由民主党
〃	12(6)	市川 おさと	25分	〃	無会派



令和2年予算特別委員会 会派別発言順位・発言時間及び審査日程表（案）

※順位・時間の上段は午前、下段は午後

会派名	議員数	委員数	総時間(分)	3月2日(月)		3月3日(火)		3月5日(木)		3月6日(金)		3月9日(月)		3月10日(火)		
				順位	時間	順位	時間	順位	時間	順位	時間	順位	時間	順位	時間	
足立区議会 自由民主党	16	8	580	1	50	3	50	2	50	1	50	3	50	2	55	
				⑤	50	③	40	④	50	②	40	④	50	⑤	45	
足立区議会 公明党	13	7	510	2	45	1	45	3	45	2	45	1	45	3	35	
				③	40	④	45	②	40	①	45	③	45	④	35	
日本共産党 足立区議団	7	4	290	3	25	2	25	1	25	3	25	2	25	1	30	
				④	20	⑤	25	①	20	④	25	⑤	25	③	20	
足立区議会 立憲民主党	3	1	70	-	--	-	--	-	--	-	--	-	--	-	--	
				①	25	-	--	⑤	25	-	--	-	--	②	20	
足立区議会 議会改革	2	1	70	-	--	-	--	-	--	-	--	-	--	-	--	
				-	--	①	25	-	--	⑤	25	-	--	①	20	
無会派	4	2	140	-	--	-	--	-	--	-	--	-	--	-	--	
				②	25	②	25	③	25	③	25	①②	20×2	-	--	
計	45	23	1660		280		280		280		280		280		260	
審査時間				9:30~10:00	10:00~16:00		10:00~16:00		10:00~16:00		10:00~16:00		10:00~16:00		10:00~15:20	
審査区分				・正副委員長 互選 ・審査方法に ついて	一般会計歳入全部 歳出第1款 議会費 歳出第2款 総務費 歳出第3款 民生費 歳出第5款 環境衛生費				歳出第4款 産業経済費 歳出第6款 土木費 歳出第7款 教育費 歳出第8款 公債費 歳出第9款 諸支出金 歳出第10款 予備費 国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計				4議案の総括質疑			
													[15:40~]		4議案の討論 ・採決	

※令和2年度一般会計補正予算（第1号）についても、上記の審査区分により審査する。



## 予 算 特 別 委 員 会 委 員

にたない	和	議員	たがた	直	昭	議員
杉 本	ゆ	う	議員	小 泉	ひろし	議員
くじらい	実	議員	淵 上	隆	議員	
長 澤	こうすけ	議員	横 田	ゆ	う	議員
た だ	太 郎	議員	山 中	ちえ子	議員	
かねだ	正	議員	はたの	昭 彦	議員	
吉 岡	茂	議員	浅 子	けい子	議員	
せぬま	剛	議員	鈴 木	あきら	議員	
水 野	あゆみ	議員	長谷川	たかこ	議員	
石 毛	かずあき	議員	しぶや	竜 一	議員	
大 竹	さよこ	議員	中 島	こういちろう	議員	
吉 田	こうじ	議員				

(23名)



議員提出第1号議案

足立区人権尊重の理念の実現を目指す条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和2年 月 日

提出者

足立区議会議員	ぬかが	和子
同	はたの	昭彦
同	浅子	けい子
同	西の原	えみ子
同	山中	ちえ子
同	横田	ゆう
同	きたがわ	秀和

足立区議会議長 鹿浜 昭 様

(提案理由)

区が啓発、教育等の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという人権尊重の理念が広く区民等に一層浸透した街となることを目指すため、本案を提出する。

## 足立区人権尊重の理念の実現を目指す条例（案）

足立区は、登録外国人数も多い中、誰もが明日に夢をもって活躍でき、多様性が尊重され、温かく、優しさにあふれる街の実現を目指している。

足立区は、人権尊重に関して、日本国憲法その他の法令等を遵守し、これまでも総合的に施策を実施してきた。今後さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念が、広く区民に浸透した街を実現しなければならない。

足立区に住み集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けることは、区民の願いである。

足立区は、このような認識の下、誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性を尊重する街をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別を許さないことを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 人権尊重の理念の実現

#### （目的）

第1条 この条例は、足立区（以下「区」という。）が、啓発、教育等（以下「啓発等」という。）の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、人権尊重の理念が広く区民等に一層浸透した街となることを目的とする。

#### （区の責務等）

第2条 区は、人権尊重の理念を足立区の隅々にまで浸透させ、多様性を尊重する街をつくりあげていくため、必要な取組を推



進するものとする。

- 2 区は、国及び東京都が実施する人権尊重のための取組について協力するものとする。
- 3 区民は、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、区がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、人権尊重の理念について理解を深め、その事業活動に関し、人権尊重のための取組を推進するとともに、区がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 多様な性の理解の推進

(趣旨)

第3条 区は、性自認(自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。)及び性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。)を理由とする不当な差別の解消(以下「差別解消」という。)並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るものとする。

(性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 区、区民及び事業者は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

(区の責務)

第5条 区は、第3条に規定する差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るため、基本計画を定めるとともに、必要な取組を推進するものとする。

- 2 区は、前項の基本計画を定めるに当たっては、区民等から意見を聴くものとする。
- 3 区は、国及び東京都が実施する差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の取組について協力するものとする。

(区民の責務)

第6条 区民は、区がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動に関し、差別解消の取組を推進するとともに、区がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努めるものとする。

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(趣旨)

第8条 区は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号。以下「法」という。)第4条第2項に基づき、区の実情に応じた施策を講ずることにより、不当な差別的言動(法第2条に規定するものをいう。以下同じ。)の解消を図るものとする。

(定義)

第9条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公の施設 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、区条例で設置する施設をいう。

(2) 表現活動 集団行進及び集団示威運動並びにインターネットによる方法その他手段により行う表現行為をいう。

(啓発等の推進)

第10条 区は、不当な差別的言動を解消するための啓発等を推進するものとする。

(公の施設の利用制限)

第11条 区長は、公の施設において不当な差別的言動が行われることを防止するため、公の施設の利用制限について基準を定



めるものとする。

- 2 区長は、前項の基準を定め、又は改正するときは、足立区人権尊重の理念の実現を目指す条例第14条の規定により設置する審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。

（拡散防止措置及び公表）

第12条 区長は、次に掲げる表現活動が不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該表現活動の概要等を公表するものとする。ただし、公表することにより第8条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

（1） 区の区域内で行われた表現活動

（2） 区の区域外で行われた表現活動（区の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア 区民等（区の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他区に関係ある者をいう。以下同じ。）に関する表現活動

イ アに掲げる表現活動以外のものであって、区の区域内で行われた表現活動に係る表現の内容を区域内に拡散するもの

- 2 前項の規定による措置及び公表は、区民等の申出又は職権により行うものとする。

- 3 区長は、第1項の規定による公表を行うに当たっては、当該不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

4 第1項の規定による公表は、インターネットを利用する方法  
その他区長が認める方法により行うものとする。

(拡散防止措置等に係る審査会の意見聴取)

第13条 区長は、前条第1項各号に定める表現活動が不当な差別的言動に該当するおそれがあると認めるとき又は同条第2項の規定による申出があったときは、次に掲げる事項について、審査会の意見を聴かなければならない。ただし、同項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る表現活動が同条第1項各号のいずれにも該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

(1) 当該表現活動が前条第1項各号のいずれかに該当するものであること。

(2) 当該表現活動が不当な差別的言動に該当するものであること。

2 区長は、前項ただし書の場合には、速やかに審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は区長に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

3 区長は、前条第1項の規定による措置又は公表を行おうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(審査会の設置)

第14条 第11条2項及び前条各項の規定によりその権限に属するものとされた事項について調査審議し、又は報告に対して意見を述べさせるため、区長の附属機関として、審査会を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この章の施行に関する重要な事項について調査審議するとともに、区長に意見を述べることができる。

(審査会の組織)



第15条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 審査会の委員は、区長が、学識経験者その他適当と認める者のうちから委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(審査会の調査審議手続)

第16条 審査会は、区長又は第13条第1項若しくは第3項の規定により調査審議の対象となっている表現活動に係る第12条第2項の規定による申出を行った区民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、前項の表現活動を行った者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査を行わせることができる。

(審査会の規定に関する委任)

第17条 前3条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(表現の自由等への配慮)

第18条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第13条まで及び第16条の規定は、令和2年7月1日から施行する。

2 第11条から第13条まで及び第16条の規定は、前項ただし書に規定する日以後に行われた表現活動について適用する。

3 区は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区人権尊重の理念の実現を目指す条例第14条の規定により設置する審査会	日額 7,000円
--------------------------------------	-----------



議員提出第2号議案

足立区学校給食費補助金交付条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和2年 月 日

提出者

足立区議会議員	きたがわ	秀	和
同	ぬかが	和	子
同	はたの	昭	彦
同	浅子	けい	子
同	西の原	えみ	子
同	山中	ちえ	子
同	横田	ゆう	

足立区議会議長 鹿浜 昭 様

(提案理由)

学校給食は食育の一環であり、義務教育無償の原則に基づき、補助金を交付することにより多子世帯の保護者の負担軽減を図るとともに、子育て支援及び教育の充実に寄与するため、本案を提出する。

## 足立区学校給食費補助金交付条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、足立区立の小学校及び中学校に在籍する児童及び生徒の学校給食に係る経費について補助金を交付することにより、3人以上の子どもを養育している保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子育て支援を推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 区立学校 足立区立の小学校及び中学校をいう。
- （2） 児童生徒 区立学校に在籍する子どもをいう。
- （3） 未就学児 小学校就学の始期に達するまでの子どもをいう。
- （4） 保護者 子どもを監護し、かつ、その生計を維持するものをいう。
- （5） 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- （6） 第1子 保護者の子どものうち最も出生が早い児童生徒をいう。
- （7） 第2子 第1子の次に年長の児童生徒又は未就学児をいう。
- （8） 第3子以降 第1子及び第2子以外の児童生徒又は未就学児をいう。

### （対象者）

第3条 この条例による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、足立区長（以下「区長」という。）が対象者として適当でないと認めるときは、この限りでない。

- （1） 生計を一にする児童生徒又は未就学児が3人以上ある保護者



であって、児童生徒が1人以上あるものであること。

(2) 保護者、児童生徒及び未就学児が足立区内に住所を有すること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3子以降の児童生徒に係る学校給食費とする。ただし、第3子以降が未就学児の場合は、第2子の児童生徒に係る学校給食費とする。

2 前項ただし書の場合において、第2子が未就学児の場合は、第1子の児童生徒に係る学校給食費とする。

3 補助金の額は、補助対象経費に係る額とする。

4 前項の規定にかかわらず、対象者が、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、補助対象経費の額から当該給付額を除いた額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 対象者は、区長が指定する期日までに学校長（児童生徒が在籍する区立学校の校長をいう。以下同じ。）を経由し、区長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容について審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、通知する。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた保護者（以下「交付決定者」という。）は、学校長を経由し、区長に補助金の請求をしなければならない。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(請求及び受領の委任)

第8条 交付決定者は、補助金の請求及び受領に関して、学校長に委任

することができる。

- 2 前項の規定により委任する場合は、交付決定者は委任状に記入及び押印し、区長に提出しなければならない。
- 3 委任を受けた学校長は、当該交付決定者に対して請求する学校給食費を限度として、当該交付決定者に代わって補助金を請求し、受領することができる。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けたとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第10条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、交付決定者に既に交付している補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



令和2年2月20日 午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 監査報告について
- 第 4 一般質問について

令和2年2月20日

足立区議会議長

鹿 浜 昭

令和2年2月21日 午後1時開議

第1 一般質問について

令和2年2月21日

足立区議会議長

鹿 浜

昭



令和2年2月25日 午後1時開議

- 第 1 一般質問について
- 第 2 第 5 号議案 令和2年度足立区一般会計予算
- 第 3 第 6 号議案 令和2年度足立区国民健康保険特別会計予算
- 第 4 第 7 号議案 令和2年度足立区介護保険特別会計予算
- 第 5 第 8 号議案 令和2年度足立区後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 第 40号議案 令和2年度足立区一般会計補正予算(第1号)
- 第 7 第 1 号議案 令和元年度足立区一般会計補正予算(第5号)
- 第 8 第 2 号議案 令和元年度足立区国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第 9 第 3 号議案 令和元年度足立区介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第10 第 4 号議案 令和元年度足立区後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第11 第 39号議案 令和元年度足立区一般会計補正予算(第6号)
- 第12 第 9 号議案 足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 第10号議案 足立区職員定数条例の一部を改正する条例
- 第14 第11号議案 旧入谷南小学校解体工事請負契約
- 第15 第12号議案 東京都後期高齢者医療広域連合の規約変更について
- 第16 第 41号議案 足立区職員懲戒分限審査委員会条例
- 第17 第 42号議案 足立区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 第 43号議案 足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第19 第 44号議案 公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 第 45号議案 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 第 46号議案 足立区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第22 第 47号議案 足立区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 第 48号議案 足立区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第24 第 49号議案 足立区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第25 第 50号議案 足立区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第26 第 51号議案 足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第27 第 52号議案 足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第28 第 53号議案 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等を廃止する条例
- 第29 第 54号議案 旧上沼田中学校解体工事請負契約
- 第30 第 55号議案 教師用指導書の購入について
- 第31 第 56号議案 新田学園新校庭その他工事請負契約の変更について
- 第32 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第33 第 13号議案 足立区印鑑条例の一部を改正する条例
- 第34 第 14号議案 足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例
- 第35 第 15号議案 足立区文化芸術劇場条例の一部を改正する条例



- 第36 第16号議案 足立区住区センター条例の一部を改正する条例
- 第37 第17号議案 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第38 第57号議案 足立区文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例
- 第39 第18号議案 足立区リサイクルセンター条例の一部を改正する条例
- 第40 第19号議案 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 第41 第20号議案 足立区介護保険条例の一部を改正する条例
- 第42 第21号議案 債権の放棄について
- 第43 第22号議案 損害賠償請求訴訟に関する和解について
- 第44 第23号議案 足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 第45 第24号議案 足立区債権等処理判定委員会設置条例の一部を改正する条例
- 第46 第25号議案 足立区営住宅条例の一部を改正する条例
- 第47 第26号議案 足立区住宅改良助成条例の一部を改正する条例
- 第48 第27号議案 特別区道路線の認定について
- 第49 第28号議案 特別区道路線の認定について
- 第50 第29号議案 特別区道路線の廃止について
- 第51 第30号議案 特別区道路線の廃止について
- 第52 第31号議案 区管理通路路線の廃止について
- 第53 第32号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例
- 第54 第33号議案 足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例を廃止する条例
- 第55 第34号議案 足立区子ども・子育て施設整備基金条例の一部を改正する条例
- 第56 第35号議案 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第57 第36号議案 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第58 第37号議案 公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について
- 第59 第38号議案 公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について
- 第60 議員提出第1号議案 足立区人権尊重の理念の実現を目指す条例
- 第61 議員提出第2号議案 足立区学校給食費補助金交付条例

令和2年2月25日

足立区議会議長

鹿 浜

昭



# 令和2年第1回足立区議会定例会会議日程 [2・3月]

足立区議会事務局

月	日	曜	午 前	午 後
2	20	木		本 会 議 1時
	21	金		本 会 議 1時
	22	土		
	23	日	【 天 皇 誕 生 日 】	
	24	月	【 振 替 休 日 】	
	25	火		本 会 議 1時
	26	水	[文書質問開始日]	総 務 委 員 会 (特別委員会室) 1時30分
	27	木	厚 生 委 員 会 (第3委員会室) 10時	
	28	金	議 会 運 営 委 員 会 (第2委員会室) 10時 各 派 幹 事 長 会 (第2委員会室) 10時30分	本 会 議 1時
	29	土		
3	1	日		
	2	月	予 算 特 別 委 員 会 (特別委員会室) 9時30分	
	3	火	予 算 特 別 委 員 会 (特別委員会室) 10時	
	4	水	[ 予 備 日 ]	
	5	木	予 算 特 別 委 員 会 (特別委員会室) 10時	
	6	金	予 算 特 別 委 員 会 (特別委員会室) 10時	
	7	土		
	8	日		
	9	月	予 算 特 別 委 員 会 (特別委員会室) 10時	
	10	火	予 算 特 別 委 員 会 (特別委員会室) 10時	
	11	水	産 業 環 境 委 員 会 (第1委員会室) 10時	
	12	木	区 民 委 員 会 (第3委員会室) 10時	建 設 委 員 会 (第3委員会室) 1時30分
	13	金	文 教 委 員 会 (第3委員会室) 10時	
	14	土		
	15	日		
	16	月	交 通 網 ・ 都 市 基 盤 整 備 調 査 特 別 委 員 会 (第3委員会室) 10時	待 機 児 童 ・ 子 ども 支 援 対 策 調 査 特 別 委 員 会 (第3委員会室) 1時30分 [会期中請願締切日]
	17	火	災 害 ・ オ ウ ム 対 策 調 査 特 別 委 員 会 (第3委員会室) 10時	エ リ ア デ ザ イ ン 調 査 特 別 委 員 会 (第3委員会室) 1時30分
	18	水	(認定こども園修了式)	[文書質問締切日]
	19	木	(中学校卒業式)	
	20	金	【 春 分 の 日 】	
	21	土		
	22	日		
	23	月	議 会 運 営 委 員 会 (第2委員会室) 10時 各 派 幹 事 長 会 (第2委員会室) 10時30分	
	24	火		本 会 議 1時

※ 委員会室は変更する場合がある。